

質疑回答

件名: New ERP Project Scope Phase 1a- Consultancy Services

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
調達セクション

	質問	回答
1	(Specification sheet) Page 3のTask 2に関するご説明の中に、いくつかグレーでハイライトされている箇所がありますが、こちらはどのような意味になりますでしょうか？	特に意味はございません。
2	(Specification sheet) Page 4の3-1のWarrantyにつきまして、弊社としてはPhase 1aでご対応することを提案する業務のSoWを提案書に含める、と理解しましたが、その理解に齟齬はございますでしょうか？齟齬がございましたら補足のご説明を頂戴できますと幸いです。	ご理解の通りです。
3	(Service Agreement) 第5条につきまして、NDAを別途締結する場合、本条は不要と考えますがいかがでしょうか？	ご理解の通りです。
4	(Service Agreement) 第7条につきまして、本条の削除は可能でしょうか？出来ない場合、「不適合」ないし「業務不履行」の具体的なケースをご説明いただけますでしょうか？	<p>下記の通りに修正します。</p> <p>【変更前】 (契約不適合責任) 第7条 受託者が遂行する本契約の履行に本契約の内容に適合しないものである場合(以下「不適合」という。)、若しくは善良なる管理者の注意義務を欠いたために不完全な履行(以下「業務不履行」という。)が行われた場合、又は受託者が遂行する本契約の履行内容が仕様書等、若しくはOISTの指示に適合しない場合、OISTが受託者に対して、当該業務不履行又は不適合を知ったときから1年以内に通知し、その追完若しくは修補を請求したときは、受託者はその費用と責任において当該請求に従うものとする。ただし、当該業務不履行又は不適合がOISTの責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。なお、改正民法562条第1項ただし書はその適用を除外する。</p> <p>2. OISTは、前項に規定する不適合を発見した場合は、相当の期限を定めて、受託者に追完又は契約金額減額を請求し、又は追完又は契約金額減額に代えて、若しくは追完又は契約金額減額とともに、当該不適合により生ずべき損害に対する損害賠償及び第20条第3項に規定する遅滞金を請求することができる。</p> <p>【変更後】 (善管注意義務) 第7条 受託者は、善良なる管理者の注意をもって、本契約の遂行にあたるものとする。</p>